

避難行動要支援者名簿への登録案内

うきは市では、地震や風水害などの災害が発生した場合や発生するおそれがある時に、自力で避難することが難しく不安を感じている方々の避難行動を、お住まいの地域などで支援するため、国の法律に基づき、市で定めた要件（注1）に該当する方の情報を掲載した「**避難行動要支援者名簿**」を作成しています。該当する方々には既に文書を送付し、避難を支援する方へあなたの情報を提供して良いか等をお尋ねしておりますが、今回は、**市で定めた要件に該当しない方**で、名簿へ登録を希望される方への案内です。ただし、**在宅されている方**に限りません。

登録を希望される方は、「登録申請書・個人情報提供に関する同意書」に必要事項を記入し、市民協働推進課消防防災係へ提出してください。申請書の用紙は、市民協働推進課、福祉事務所、保健課、浮羽市民課、各コミュニティセンターに用意しているほか、うきは市ホームページからもダウンロードできます。

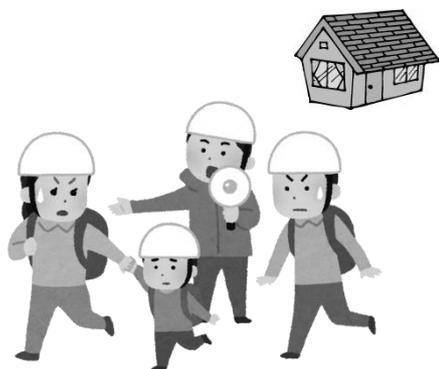
注1 市で定める要件

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ② 要介護3以上の判定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1、2級を所持する方
- ④ 療育手帳Aを所持する方
- ⑤ 自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けているひとり暮らしの方

● 問合せ

市民協働推進課消防防災係

TEL 7554982



家屋の新築・増築・取り壊しをされた方へ

固定資産税の家屋（倉庫・車庫含む）は、毎年1月1日現在で建っている建物に対して課税されます。そのため、税務課では巡回調査などを行っていますが、適正な課税のためにご本人からの申し出を随時受け付けています。平成30年中に次に該当される方（予定のある方）はご連絡ください。

- ◇ 建物を**新築・増築**された方
- ◇ 建物の**取り壊し**をされた方
- ◇ 未登記建物の**名義変更**された方
- ◇ 所有者が死亡されて、**納税義務者の変更**をされていない方



※ 新增改築の場合は担当者が評価に伺いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

個人または法人で商店、農業、不動産業、工場などを営んでいる方が、その事業のために所有している構築物や機械・器具・備品などの資産を「償却資産」といい、固定資産税の課税対象となります。平成31年1月1日現在で、償却資産を所有している方は、平成31年1月31日までに市役所税務課へ申告書を提出してください。

※ 昨年度までに申告をしている方には、12月中旬に市役所から申告書を郵送します。新たに申告される方や申告用紙が届かない方はご連絡ください。

● 問合せ 税務課資産税係 TEL 75-4977

